

第2次行政経営戦略行動計画(個別取組)

1 市の経営方針に基づく行政経営の推進

(1)経営方針の設定

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
1	7-2	経営方針の設定方法の確立	実施計画策定作業と並行して、まずは市長方針を策定し、安定的に部経営方針、課長方針、個人目標の設定につなげていく必要がある。	島田市経営方針の設定手順を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営方針の設定についての検証・改善</li> <li>平成32年度分の作業(平成31年度に実施)までに設定手順を確立</li> </ul>	検証・改善	検証・改善	「No.2方針管理制度」の充実へ移行		行政総務課 戦略推進課
					設定作業の改善	設定手順の確立完了				

(2)方針管理制度の充実

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
2	7-2	方針管理制度の充実	方針管理シートにおける課長方針の作成に当たり、目標(目指すべきゴール)、目標を達成するための方策、管理指標、目標値の設定の精度を高める必要がある。	個別事業のPDCAの質を向上させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>方針管理シート(目標、方策、管理指標、目標値)の点検を毎年実施</li> <li>新任所属長等への研修を年1回以上実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の実施</li> <li>研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の実施</li> <li>研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の実施</li> <li>研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検の実施</li> <li>研修の実施</li> </ul>	行政総務課
					<ul style="list-style-type: none"> <li>点検全課において実施</li> <li>研修1回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検80%の課において実施</li> <li>研修1回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検60%の課において実施</li> <li>研修1回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検40%の課において実施</li> <li>研修1回以上</li> </ul>		
3	7-2	トータル・マネジメントの仕組みの構築	方針管理制度を軸とし、総合計画、行政評価、予算編成、人事考課などの各システムが連携するトータル・マネジメントの仕組みを構築する必要がある。	実施計画における事前・事後評価の仕組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画における主要事業調査及び予算要求調書への事前分析表の導入</li> <li>事前分析表で設定した測定指標による中間又は事後評価の実施</li> <li>中間又は事後評価を基にした目標値の設定並びに実施計画及び予算の査定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試行導入の準備</li> <li>問題点の把握</li> </ul>	試行導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証・改善</li> <li>試行導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検証・改善</li> <li>試行導入</li> </ul>	行政総務課 戦略推進課 財政課 資産活用課 人事課 監査委員事務局
					準備完了	5事業	10課	<ul style="list-style-type: none"> <li>5部</li> <li>構築完了</li> </ul>		

2 人材育成の推進

(1)意識改革と意欲の喚起

(2)資質の向上と多様な人材の活用

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
4	7-2	島田市人材育成基本方針に基づく職員像の育成	全職員が人材育成基本方針における求められる職員像を理解し、その基本方針、人事評価制度、各研修を連動して捉えられるようになることが重要である。	人材育成基本方針の周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成基本方針に係る研修を年1回以上実施</li> <li>・職員の理解度を把握しつつ、適宜、適切なメンテナンスを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・アンケート等による状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・アンケート等による状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・アンケート等による状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の実施</li> <li>・アンケート等による状況把握</li> </ul>	人事課
					研修1回以上	研修1回以上	研修1回以上	研修1回以上		
5	7-2	年間研修計画に沿った研修の実施	情勢に敏感で、また視野が広く先進的なアイデアを生み出せる職員を育てることが重要である。	人材育成基本方針における求められる職員像を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年職員研修計画を策定し、その計画に基づき自主研修、職場研修、職場外研修を実施</li> <li>・庁内実務研修の実施</li> <li>・階層別研修、専門研修、派遣研修などの幅広い研修機会を設ける。</li> <li>・研修報告の庁内公開</li> <li>・アンケートなど、幅広く職員の意見を取り入れ、職員のニーズや時代に合った研修の実施に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修計画の見直し・策定</li> <li>・研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修計画の見直し・策定</li> <li>・研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修計画の見直し・策定</li> <li>・研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修計画の見直し・策定</li> <li>・研修の実施</li> </ul>	人事課
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・時局講演会1回以上開催</li> <li>・庁内実務講座受講者500人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時局講演会1回以上開催</li> <li>・庁内実務講座受講者500人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時局講演会1回以上開催</li> <li>・庁内実務講座受講者500人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時局講演会1回以上開催</li> <li>・庁内実務講座受講者500人以上</li> </ul>		
6	7-2	民間企業との交流	他の自治体や民間企業などの人たちとの交流を通じ、広い視野や民間ならではの発想、新しい知識の取得や人的ネットワークの拡大を図ることが重要である。	広い視野や民間ならではの発想、新しい知識の取得や人的ネットワークの拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内事業所の交流の場である「若手交流会」への参加</li> </ul>	民間企業との交流	民間企業との交流	民間企業との交流	民間企業との交流	人事課
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との交流事業への参加または実施1事業以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との交流事業への参加または実施1事業以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との交流事業への参加または実施1事業以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業との交流事業への参加または実施1事業以上</li> </ul>		

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
7	7-2	任期付採用制度による専門職の任用・活用	・行政ニーズの多様化と高度化、業務量の増加に対応するために、また、既存概念に捉われない事業を展開し他団体との差別化を図るため、高度で専門的な知識を有する任期付職員の役割や必要性は年々増大している。	必要な職種や人材を見極め任期付職員を任用する。	・定員管理や正規職員採用数とのバランスに配慮をしつつ任用する。 ・本人の実績や所属の意向等を踏まえて、必要に応じて任期を延長する。	・新規任用 ・任期の更新	・新規任用 ・任期の更新	・新規任用 ・任期の更新	・新規任用 ・任期の更新	人事課
						必要に応じ任用・任期更新	必要に応じ任用・任期更新	必要に応じ任用・任期更新	必要に応じ任用・任期更新	
8	7-2	再任用制度の有効活用	・行政ニーズの多様化、高度化や業務量の増大に対応するため、定年退職後の職員についても、その技術等を活かし、後輩職員に継承していくこと等を目的に再任用している。	再任用職員の任用を25人程度で維持していく。 (平成29年度当初22人任用)	・定員管理や正規職員採用数とのバランスに配慮をしつつ、再任用職員を必要とする所属と本人の意向とのマッチングを図り、定年退職後の職員を再任用する。 ・定員管理計画対象外となる短時間再任用職員については、臨時職員・非常勤職員との住み分けや予算に配慮しつつ任用していく。	・新規任用 ・任期の更新	・新規任用 ・任期の更新	・新規任用 ・任期の更新	・新規任用 ・任期の更新	人事課
						再任用職員の任用数25人程度	再任用職員の任用数25人程度	再任用職員の任用数25人程度	再任用職員の任用数25人程度	
9	7-2	職員意向調査を踏まえた人事異動の実施	・職場での人間関係や職務内容の不応等で悩む職員もいるが、全体のバランスを考慮することを優先している。 ・引き続き、意向調査書の提出率を高い水準で維持することにより、適材適所の人事異動につながるものと考えている。	人事異動について、職員の納得性を高めるとともに、モチベーションの向上を図る。	・職員意向調査の実施 ・部課長ヒアリングの実施 ・人事異動の方針を明文化し、毎年度メンテナンスを行う。 ・人事異動の内示時には概要を添付し、必要に応じて所属長や人事当局から本人に説明を行う。	・調査の実施 ・ヒアリングの実施	・調査の実施 ・ヒアリングの実施	・調査の実施 ・ヒアリングの実施	・調査の実施 ・ヒアリングの実施	人事課
						・意向調査提出率75%以上 ・希望達成率60%	・意向調査提出率75%以上 ・希望達成率60%	・意向調査提出率75%以上 ・希望達成率60%	・意向調査提出率75%以上 ・希望達成率60%	

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
10	7-2	業務に対する職員の意識調査の実施	職員の満足度の現状を把握し、職員の意欲の喚起と組織の体質改善を図るため平成27年度から調査を実施しており、継続して実施していく必要がある。	職員の満足度の現状を把握する。 (平成29年度回答率79.6%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員意識調査の実施</li> <li>・現状の職員の意識を所属別、性別、年齢別に把握し、不足している意識を研修等で補う。(人事課との連動)</li> <li>・翌年の調査により効果測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施</li> <li>・結果検証</li> <li>・結果を研修制度等に反映</li> </ul> 回答率80%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施</li> <li>・結果検証</li> <li>・結果を研修制度等に反映</li> </ul> 回答率85%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施</li> <li>・結果検証</li> <li>・結果を研修制度等に反映</li> </ul> 回答率90%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施</li> <li>・結果検証</li> <li>・結果を研修制度等に反映</li> </ul> 回答率90%以上	行政総務課

### (3)人事評価制度の充実

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
11	7-2	人事評価制度の定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法の改正を受け、平成28年度から人事評価制度を正式導入した。</li> <li>・職員間・所属間で、評価基準の統一化が図られているとは言い難く、納得性や公平性が十分得られていない状況である。</li> </ul>	職員間・所属間の評価基準の統一化を図り、納得性や公平性を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価(評価者、被評価者)研修を毎年度実施</li> <li>・人事評価制度検討委員会(評価者部会、被評価者部会)を毎年度開催</li> <li>・人事評価制度QAを全庁LAN掲示板で随時情報提供</li> <li>・人事評価システムについて研究し、導入経費とシステム活用によるメリットを明確にする。必要に応じてシステム導入を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価研修の実施</li> <li>・人事評価制度検討委員会開催</li> <li>・システムの研究</li> </ul> 被評価者研修の受講率90%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価研修の実施</li> <li>・人事評価制度検討委員会開催</li> <li>・システムの研究</li> </ul> 被評価者研修の受講率95%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価研修の実施</li> <li>・人事評価制度検討委員会開催</li> <li>・システムの研究</li> </ul> 被評価者研修の受講率98%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価研修の実施</li> <li>・人事評価制度検討委員会開催</li> <li>・システムの研究</li> </ul> ・被評価者研修受講率99% ・システムの導入可否について判断	人事課

### 3 組織力の強化

#### (1)総合計画と組織の整合

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
12	7-2	定員管理計画に基づく計画的で効率的な人員配置	・職員の年齢構成が不均衡であり、これを是正すること等を目的として、現行の定員管理計画は5年間で16人増とする計画となっている。 ・次期計画は、年齢構成の不均衡是正に配慮しつつも、人口規模や財政規模の縮小を見据えたものにする必要がある。	・定員管理計画に基づく計画的な職員採用・人員配置を行う。 ・次期定員管理計画を策定する。	・行政組織・人員配置のヒアリングと人事異動に係るヒアリングにより状況を詳細に把握し、人員配置を行う。 ・平成31年度中に、計画期間を5年間とする次期定員管理計画を策定する。	・ヒアリングの実施 ・定員管理計画に基づく人員管理	・ヒアリングの実施 ・定員管理計画に基づく人員管理 ・次期定員管理計画の策定	・ヒアリングの実施 ・定員管理計画に基づく人員管理	・ヒアリングの実施 ・定員管理計画に基づく人員管理	人事課
					人事異動に係るヒアリングの実施率100%	人事異動に係るヒアリングの実施率100% ・次期定員管理計画の策定完了	人事異動に係るヒアリングの実施率100%	人事異動に係るヒアリングの実施率100%		
13	7-2	総合計画の各施策の目的に沿った組織作り	・平成29年度に、第2次総合計画の施策体系・目的に合致した組織再編を行った。 ・年々増加する行政課題に対応するため、各部署の業務は増加している。	行政課題に対応できるよう組織再編を行う。	・必要課とのヒアリングの実施 ・総合計画との整合性の確認	ヒアリングの実施	ヒアリングの実施	ヒアリングの実施	ヒアリングの実施	行政総務課
					必要課とのヒアリングの実施率100%	必要課とのヒアリングの実施率100%	必要課とのヒアリングの実施率100%	必要課とのヒアリングの実施率100%		

#### (2)組織内分権の推進

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
14	7-2	庁議、部長会議、行政経営会議のあり方についての検討	庁議、部長会議、行政経営会議について、付すべき案件の整理等あり方について検討する必要がある。	事務能率の向上と意思決定の迅速化を図る。	・各会議の現状と課題の把握 ・付すべき案件の整理 ・各会議の構成について検討 ・検討結果に基づき行政経営会議で協議・運用方法等決定 ・職員に周知	・現状把握 ・課題整理 ・会議のあり方を検討	・行政経営会議で協議 ・職員に周知			行政総務課 戦略推進課
					・検討結果とりまとめ完了	運用方法等決定				

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
15	7-2	予算・人員の部内調整 の手法の検討	予算や人員について部内調整の手法を検討する必要がある。	組織目標を効率的に達成するための予算・人員の部内調整の手法を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の調査・研究</li> <li>有効な手法の検討</li> <li>検討結果を行政経営会議で協議・方針決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手法の調査・研究</li> <li>有効な手法の検討</li> <li>行政経営会議で検討結果を協議</li> </ul>	財政課 人事課
					調査・研究	調査・研究	調査・研究	方針決定		

### (3)横断的行政課題への対応

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
16	7-2	債権管理事務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理に対する取組は所属によりばらつきがある。</li> <li>法的措置を画一的に行える環境の整備が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理事務の適正化を図る。</li> <li>生活困窮による滞納者を支援できる環境を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する部署の職員で組織する債権管理委員会の開催</li> <li>債権管理マニュアル策定</li> <li>法的措置の実践</li> <li>生活困窮による滞納者の支援の体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理委員会の開催</li> <li>債権管理マニュアル策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理委員会の開催</li> <li>法的措置の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理委員会の開催</li> <li>法的措置の実践</li> <li>生活困窮者支援のための庁内・庁外連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理委員会の開催</li> <li>法的措置の実践</li> <li>生活困窮者支援のための庁内・庁外連携</li> </ul>	納税課 建築住宅課 国保年金課 学校給食課 水道課 下水道課 保育支援課 長寿介護課 福祉課 資産活用課 医事課
					マニュアル策定完了	マニュアルに基づく管理	マニュアルに基づく管理	効果の検証		
17	7-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保障・税番号(マイナンバー)制度の適正な運営体制の強化</li> <li>マイナンバーの利活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報等の適切な取扱いについては厳格性を求められており、必要な研修や監査・点検等、内部統制を確実にし、組織一丸となって対応していく必要がある。</li> <li>また、市民の利便性の向上のため、マイナンバーの利活用については引き続き検討していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度の安定的な運用に努める。</li> <li>市民の利便性の向上を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱担当課を集めての研修</li> <li>定期的な監査の実施</li> <li>マイナンバー利活用関係課との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な監査</li> <li>研修</li> <li>関係課との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な監査</li> <li>研修</li> <li>関係課との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な監査</li> <li>研修</li> <li>関係課との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な監査</li> <li>研修</li> <li>関係課との協議</li> </ul>	行政総務課 広報情報課 市民課
					<ul style="list-style-type: none"> <li>監査3課以上</li> <li>協議2回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査3課以上</li> <li>協議2回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査3課以上</li> <li>協議2回以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査3課以上</li> <li>協議2回以上</li> </ul>		

4 効率的・効果的な行政経営の推進

(1)行政評価の充実

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
再掲 3	7-2	トータル・マネジメントの仕組みの構築	方針管理制度を軸とし、総合計画、行政評価、予算編成、人事考課などの各システムが連携するトータル・マネジメントの仕組みを構築する必要がある。	実施計画における事前・事後評価の仕組みを構築する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画における主要事業調書及び予算要求調書への事前分析表の導入</li> <li>・事前分析表で設定した測定指標による中間又は事後評価の実施</li> <li>・中間又は事後評価を基にした目標値の設定並びに実施計画及び予算の査定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行導入の準備</li> <li>・問題点の把握</li> </ul>	試行導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証・改善</li> <li>・試行導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証・改善</li> <li>・試行導入</li> </ul>	行政総務課 戦略推進課 財政課 資産活用課 人事課 監査委員事務局
					準備完了	5事業	10課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5部</li> <li>・構築完了</li> </ul>		

(2)業務の標準化

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
18	7-2	庁内共通業務の進め方マニュアル(手順書)の整備と共有化	計画の策定や条例の制定、新たな制度の設置など、特定の部署にとどまらず全庁に共通した業務に関する手順書は、一部業務を除き未整備である。	手順書の整備と共有化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の手順書の把握</li> <li>・手順書が必要な業務の洗い出し</li> <li>・フロー図(流れ図)などを活用した分かりやすい「全庁共通業務手順書」を整備し、庁内LANにより全職員がいつでも閲覧できる状態にする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の手順書の把握</li> <li>・手順書が必要な業務の洗い出し</li> </ul>	手順書の作成・共有化	作成・見直し依頼	作成・見直し依頼	行政総務課
					必要な業務の洗い出し完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成完了</li> <li>・庁内LANに掲示</li> </ul>	作成・見直し実施	作成・見直し実施		

(3)業務改善の推進

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
19	7-2	業務改善運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度を活用し業務改善を推進している。</li> <li>・職員自らが業務改善を行った実績提案が少ない。</li> <li>・実施された業務改善の共有化や水平展開していく必要がある。</li> <li>・さらなる業務改善意識の定着化を図る必要がある。</li> <li>・職員提案制度のあり方について検討する必要がある。</li> </ul>	職員の業務改善意識の定着化を図る。(平成29年度実績提案22件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度の実施</li> <li>・職員提案制度の見直し</li> <li>・毎年、取り組み結果を検証し、制度の見直し等を検討し取り組んでいく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行職員提案制度実施</li> <li>・業務改善運動調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度見直し</li> <li>・業務改善運動実施</li> </ul>	業務改善運動実施	業務改善運動実施	行政総務課
					実績提案30件	実績提案55件	実績提案80件	実績提案105件		

(4)広域連携の推進

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
20	7-3	「しずおか中部連携中 枢都市圏」における連 携推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化や人口減少が進む中、行政サービスを維持しつつ新たな行政ニーズに柔軟に対応していく必要がある。</li> <li>・他の自治体との連携による効果的・効率的な施策展開が求められている。</li> <li>・国が進める連携中枢都市圏構想を制度として活用し、当市を含め構成各市町がそれぞれ連携効果を高めるため、多極政策連携を進める必要がある。</li> </ul>	地域経済の活性化や生活関連機能サービスの向上、都市機能の集積・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン登載事業」の評価検証（KPI達成状況など）に基づき、毎年度、必要な見直しを行う。</li> <li>・実施計画策定に合わせて各課事業の広域連携可否を調査するなど、毎年度の「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」の見直しの際に、当市の連携要望を構成市町に伝え、協議するスキームを作り、実効性のある取組につなげる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン登載事業の評価検証</li> <li>・庁内意向確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン登載事業の評価検証</li> <li>・庁内意向確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン登載事業の評価検証</li> <li>・庁内意向確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビジョン登載事業の評価検証</li> <li>・庁内意向確認</li> </ul>	戦略推進課
						ビジョン登載 KPIの達成	ビジョン登載 KPIの達成	ビジョン登載 KPIの達成	ビジョン登載 KPIの達成	
21	7-3	志太3市市長会談合 意事項に係る取組推 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化や人口減少が進む中、行政サービスを維持しつつ新たな行政ニーズに柔軟に対応していく必要がある。</li> <li>・他の自治体との連携による効果的・効率的な施策展開が求められている。</li> <li>・生活圈・経済圏を一にする志太地域の一体的な発展のため、首長間の意見交換、認識共有を経て施策を具体化する必要がある。</li> </ul>	志太圏域における行政サービスの維持・向上や地域の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志太3市市長会談を継続開催し、合意事項の実現に向け、所管課を交えた連携事業調整会議を開催する。</li> <li>・過去の会談で合意された事項の取組状況等を把握し、更なる連携や業務改善の必要性について検討・調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長会談開催</li> <li>・合意事項に係る調整会議の随時開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長会談開催</li> <li>・合意事項に係る調整会議の随時開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長会談開催</li> <li>・合意事項に係る調整会議の随時開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長会談開催</li> <li>・合意事項に係る調整会議の随時開催</li> </ul>	戦略推進課
						市長会談年1 回開催	市長会談年1 回開催	市長会談年1 回開催	市長会談年1 回開催	



## 5 財政の健全化

### (1)多様な収入の確保

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
22	7-4	低・未利用の公的不動産の貸付や不要な土地・建物の売却の促進	・公共施設の再編が進んだ場合、未利用となる公的不動産(土地・建物)が発生すると見込まれるが、これらの利活用に関する検討プロセスが確立されていない。 ・各課が所管する行政財産の利活用の状況を一元的に把握する体制が整備されていない。	・公的不動産の貸付・売却に関する指針を策定する。 ・全庁的な視点から利活用策を検討する体制を構築する。	・他の地方自治体における先進事例の調査研究 ・利活用策検討に当たってのポイント整理 ・指針の策定 ・具体的な案件について資産経営会議等において協議	・調査・研究 ・指針の策定	指針の運用	指針の運用	指針の運用	資産活用課
						指針策定完了	利活用の促進	利活用の促進	利活用の促進	

### (2)公共施設マネジメントの推進

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
23	7-4	計画的保全サイクルの構築・運用	・公共建築物(建物・設備)の計画的な保全(修繕・更新)の実施に関し、全庁的な視点から優先順位を付け合理的に予算を配分する方法を検討中である。 ・保全計画の検討に当たり、公共施設の再編に関する方針と連動した取組が求められる。	中期保全スケジュールを作成し、計画的に修繕・更新を実施する。	・一定以上の規模を有し、かつ重要度の高い公共建築物を対象として、定期的に劣化診断を実施し、品質を適正に評価する。 ・公共建築物の修繕・更新費用の予算編成に当たり、品質評価の結果や公共施設の再編方針に基づき適正に予算が配分されるよう、必要な調整を行う。	・劣化状況調査の実施 ・中期保全計画の作成	修繕・更新の実施及び予算の調整	修繕・更新の実施及び予算の調整	修繕・更新の実施及び予算の調整	資産活用課
						・調査実施件数:50棟 ・計画作成完了	計画に基づく事業の実施	画に基づく事業の実施	画に基づく事業の実施	

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
24	7-4	公共施設における包括管理委託方式の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共建築物の維持管理業務(各種設備保守、警備、清掃、特殊建築物定期調査、日直等)は、一部を除き各施設所管課が業務委託契約締結から委託料支払いにわたる一連の事務を個別に実施している。</li> <li>平成28年度における主要な約100施設(直営のみ)の維持管理業務の概要は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○契約件数:約400件</li> <li>○支出伝票の起票件数:約2,000件</li> <li>○支出額:約2億8,000万円</li> </ul> </li> <li>公共建築物の維持管理業務のうち各施設に共通するものについて、包括的なアウトソーシングを検討する必要がある。</li> </ul>	職員の業務の削減、専門性を持つ民間事業者の創意工夫による品質の向上とコストの削減を図るため包括管理委託方式を導入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の地方自治体における先進事例の調査研究を通して、包括管理委託方式のメリット・デメリットや導入に当たってのポイントを整理する。</li> <li>各施設所管課とのヒアリングを実施し、現状把握を進める。</li> <li>対話型市場調査(マーケットサウンディング)を通して民間事業者の意向を把握し、対象施設、業務の範囲及び要求水準を検討する。</li> <li>事業者選定、契約を経て、複数年にわたり継続的に業務を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究</li> <li>庁内調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対話型市場調査</li> <li>要求水準の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者選定</li> <li>業務内容調整</li> </ul>		資産活用課
					導入可能性の把握	導入に向けた準備	契約の締結			

(3)効率的・効果的な財政運営

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
25	7-2	使用料等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税増税による使用料の改正</li> <li>島田市における適正な施設使用料を検討する上で、市民生活への影響を考慮する必要がある。</li> </ul>	使用料の適正化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費税改正による使用料の改正作業</li> <li>使用料の適正化に関する調査・研究</li> <li>使用料の見直し方針を行政経営会議において決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料改正作業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料改正周知</li> <li>調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・研究</li> </ul>	行政総務課
					条例改正	平成31年10月使用料改正	調査・研究	方針決定		
26	7-2	補助金等の見直し	「補助金等の適正化に関する指針」に基づき、毎年見直しを実施する必要がある。	補助金の適正化を図る。	指針に基づき予算要求時に見直しを実施	見直しの検討	見直しの検討	見直しの検討	見直しの検討	行政総務課
					年1回見直し実施(予算要求時)	年1回見直し実施(予算要求時)	年1回見直し実施(予算要求時)	年1回見直し実施(予算要求時)		

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
27	7-2	新地方公会計制度に係る財務書類の活用	各自治体において統一的な基準による財務書類が作成されることにより、固定資産台帳の整備や自治体間の比較可能性の確保といった観点から財務書類のマネジメント・ツールとしての活用が期待されるため、本市においても具体的な活用方法について今後検討を進める必要がある。	統一的な基準により作成する財務書類情報の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人あたりの資産額、行政コストなど、他市との比較を行い、本市の位置づけを明らかにする。</li> <li>・公共施設マネジメントにおける施設の統廃合を進めるに当たり、フルコスト情報の活用を図る。</li> <li>・固定資産台帳と公有財産台帳等の統合による資産情報の一元管理を図る。</li> <li>・県が主催する行政経営研究会、静岡県市政事務研究会財政部会、中部3市財政事務研究会などを通じ、活用方法の検討を進める。</li> </ul>	先進的な事例の調査研究	財務書類情報の比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務書類情報の比較</li> <li>・資産情報の一元化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務書類情報の比較</li> <li>・資産情報の一元化</li> </ul>	財政課 資産活用課
						調査研究の実施	財務書類情報の比較の実施	資産情報の一元化作業開始	資産情報の一元化作業完了	
28	7-2	指定管理者制度等民間能力の積極的な活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者に対する監督の徹底等制度の適正な運用を図るため、施設所管課及び指定管理者における制度の理解を深めるよう努める必要がある。</li> <li>・直営の施設においても、指定管理者制度や民間委託の活用を検討する必要がある。</li> </ul>	民間能力の活用により、住民サービスの向上、経費節減等を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度説明会開催</li> <li>・指定管理者候補者選定・評価の実施</li> <li>・指定管理者候補者選定・評価の実施</li> <li>・民間能力の活用検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度説明会開催</li> <li>・指定管理者候補者選定・評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度説明会開催</li> <li>・指定管理者候補者選定・評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度説明会開催</li> <li>・指定管理者候補者選定・評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度説明会開催</li> <li>・指定管理者候補者選定・評価の実施</li> </ul>	行政総務課
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会1回開催</li> <li>・結果公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会1回開催</li> <li>・結果公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会1回開催</li> <li>・結果公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会1回開催</li> <li>・結果公表</li> </ul>	

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
29	7-2	市税等の収納率維持・向上	税負担の公平性確保の観点から、収納率向上のための取組みをさらに強化し、新規滞納者を増加させないことが課題である。	市税等の収納率の維持・向上を図る。 (平成28年度市税現年分99.28% 国民健康保険税現年分95.61%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>督促状送付、財産調査、滞納処分、執行停止、不納欠損処分等徴収業務を行う。</li> <li>納税環境の整備を図るため平成31年度にeLTAX電子納税システムを導入(市税)</li> <li>債権管理の適正化を図るため滞納整理サプシステムの導入を検討し平成31年度までに可否を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収業務の実施</li> <li>eLTAX電子納税システム導入準備</li> <li>滞納整理サプシステムの導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収業務の実施</li> <li>eLTAX電子納税システム導入</li> <li>滞納整理サプシステムの導入検討</li> </ul>	徴収業務の実施	徴収業務の実施	納税課 国保年金課
30	7-2	公共下水道事業の地方公営企業法の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公営企業法の非適用事業(団体)である。</li> <li>総務大臣からの要請(H27.1.27付)により、公共下水道事業の経営状況等を明確化するため、平成32年度までに適用に向けた準備をする必要がある。</li> </ul>	平成32年度より地方公営企業法適用事業(団体)となる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課と協議する。</li> <li>関係機関(金融機関、税務署)等と協議する。</li> <li>条例改正を行う。</li> <li>企業会計システムを導入する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産の調査、台帳整備</li> <li>会計システム導入</li> <li>関係各課調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産台帳整備</li> <li>条例改定</li> <li>金融機関との調整</li> </ul>	平成32年4月1日地方公営企業法適用開始		下水道課
						仮決算を出せるまで準備を進める。	平成32年度予算を法適用対応したもので作成する。			

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
31	7-2	上水道と簡易水道の 統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度に上水道への経営統合を目指している。</li> <li>上水道の経営を圧迫させない方が必要である。</li> <li>老朽化した施設の更新が必要である。</li> </ul>	上水道と簡易水道の 統合により、効率的な 水道施設の整備・維持 を図り、安定的な経営 を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>30・31年度の2年間で 変更認可申請の作業 を実施する。</li> <li>抜里簡易水道・犬間 簡易水道・小川中平簡 易水道の施設整備を 実施する。</li> <li>配水管の耐震化工事 を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可業務 ・施設整備</li> <li>犬間簡易水 道の整備完 了</li> <li>配水管の耐 震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可書提出 ・施設整備</li> <li>抜里簡易水 道の整備完 了</li> <li>配水管の耐 震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営統合 ・施設整備</li> <li>経営統合完 了</li> <li>小川中平簡 易水道の整 備</li> <li>配水管の耐 震化</li> </ul>	施設整備  小川中平簡 易水道の整 備完了 ・配水管の耐 震化	水道課

**6 市民との協働体制の確立**  
**(1) 透明性の向上と信頼の確保**

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
32	7-2	行政情報の積極的な 開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や報道に対する、各部署の主体的な情報発信が 不十分。</li> <li>行政情報の発信方法が、一元化されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報支援システム 「サブリ」の本格運用を 開始する。</li> <li>平成31年度中のサブ リと新CMS(ホーム ページシステム)の連 携手法を研究する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁的なサブリ操作 研修を継続する。</li> <li>新CMSとサブリ「行事 カレンダー」との連携を 研究する。</li> <li>行政が運営するイベ ントカレンダー等の一 元化を協議する。</li> <li>民間情報の掲載基準 を作成する。</li> </ul>	操作研修  サブリの本 格運用を開始 ・研修1回以 上実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作研修 ・CMS更新 ・CMSとサブ リの連携方法を 研究</li> <li>研修1回以上 実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作研修 ・カレンダー等 の一元化を協 議</li> <li>研修1回以上 実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作研修 ・民間情報の 掲載を検討・ 基準作成</li> <li>研修1回以上 実施</li> </ul>	広報情報課
33	7-2	島田市附属機関等の 会議の公開・会議録の 公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページにおける会議開催のお知らせや会議録の 公表の情報発信の仕方が各課でばらつきがあり統一感 がない。また旧企画課と旧総務課に統括業務が分かれ ていたことから提出書類が複数枚あり、業務効率が良く ない。</li> </ul>	情報発信の仕方の均 一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務手続の再周知 ・公開方法の改善</li> <li>事務手続の 見直し ・庁内への制 度再周知1回 以上</li> </ul>	事務改善  庁内への制 度再周知1回 以上	制度の実施  庁内への制 度再周知1回 以上	制度の実施  庁内への制 度再周知1回 以上	行政総務課	

(2)市民協働の推進

No.	総合計画 施策の柱	取組内容	課題	目標	4年間の具体的な取組事項	年度別計画/成果				担当課
						30年度	31年度	32年度	33年度	
34	7-1	まちづくり自治基本条例の制定・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から自治基本条例の制定作業を開始し、平成29年度に条例案に対するパブリック・コメントを実施した。</li> <li>市民、議員及び市職員に対し、協働のまちづくりに関する意識(ルールの必要性)の啓発を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協働のまちづくりに対する市民意識を高め、普及・啓発を図り、協働のまちづくりのルールとして条例を制定する。</li> <li>市民等、議員、市職員に対し、協働のまちづくりに関する意識の啓発を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりワークショップの開催</li> <li>職員等研修の開催</li> <li>条例の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの開催</li> <li>研修開催</li> <li>条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの開催</li> <li>研修開催</li> <li>条例運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの開催</li> <li>研修開催</li> <li>条例運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの開催</li> <li>研修開催</li> <li>条例運用</li> </ul>	地域づくり課 協働推進課
35	7-1	まちづくり支援事業の実施	市民活動団体の継続的な取組を支援できるよう制度を見直し、平成28年度から最大で6年間、交付金を交付することが可能となった。引き続き、市民活動団体の自立を目指した継続的な支援をしていく必要がある。	団体が主体的に取り組み公益性を有する事業を支援する。(平成28年度事業実施件数19件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり支援事業交付金交付事業の審査実施</li> <li>まちづくり支援事業交付金の交付</li> <li>公開事業報告会の開催</li> </ul>	事業実施	事業実施	事業実施	事業実施	協働推進課
						年間実施件数 21件	年間実施件数 22件	年間実施件数 23件	年間実施件数 23件	
36	7-2	パブリックコメント制度の実施	意見を寄せやすくするため、提出方法等について検討する必要がある。	パブリックコメント制度の有効活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見提出方法等の見直し</li> <li>パブリックコメント制度の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見直し</li> <li>制度の実施</li> </ul>	制度の実施	制度の実施	制度の実施	行政総務課
						提出意見を適正に反映	提出意見を適正に反映	提出意見を適正に反映	提出意見を適正に反映	
37	7-1	市民活動センターの運営	島田市地域交流センター内に「市民活動センター」を整備したことにより、市民活動への新たな担い手の掘り起こしや既存活動団体への活動支援、団体同士の連携促進など、協働のまちづくりを推進するための交流拠点としての役割を果たす必要がある。	市民が主体的に取り組み活動を支援する。(平成28年度市民活動団体登録数86団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動情報の収集及び提供</li> <li>相談業務</li> <li>交流・連携・啓発業務</li> <li>育成業務</li> <li>利用促進</li> </ul>	センターの運営	センターの運営	センターの運営	センターの運営	協働推進課
						市民活動団体登録数 98団体	市民活動団体登録数 104団体	市民活動団体登録数 110団体	市民活動団体登録数 116団体	